

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

阿讃三好の農林業を支援するまちづくり計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

徳島県、徳島県三好郡東みよし町

3. 地域再生計画の区域

徳島県三好郡東みよし町の一部(旧三好町の全域)及び三好市の一部(旧池田町の一部)

4. 地域再生計画の目標

本地域は徳島県の西部、四国のほぼ中心部に位置し、地域の北部には讃岐山脈、南部は吉野川中流に面し、地域の約9割が森林の中山間地域で温暖な気候のもと豊富な緑と水資源に恵まれた地域である。

地域内では平坦地域で、水田を中心とした農業が営まれている一方、地域の大部分を占める中山間の畑作地域では、野菜(夏秋いちご、きゅうり、なす、トマト、大根、菌床椎茸類)、果樹(ゆず、すだち)、花卉栽培(ユリ、ラン等)、畜産等、変化に富んだ作型と作目で農業が展開されている。また、山間部を中心に古くから栽培される品目(そば、きび等の雑穀類やこんにゃく、ほど芋、きく芋等の土物類)、自生する山菜類(うど、たらの芽、わらび、いたどり、わさび)、彩り類(みつまた、もみじ、山桜、松葉等)等の特産物も多く残されている。

これらの生産物は地域内に開通している徳島自動車道や明石海峡大橋及び瀬戸大橋により、四国と京阪神及び中国経済圏に対する生鮮食料供給基地としての重要な地位を築いている。

また、古くからの主要産業でもある林業については、多くの人々が従事しており、豊富な森林資源を活用した林業が行われている。

しかしながら、このように基幹的な産業の農業及び林業ではあるが、農業では、高齢化・担い手不足の波がうち寄せてきており、地区内では、営農の拡大・効率化を図ろうとする農家も存在するが、地区内の道路の幅員が狭くしかも改修工事が進んでいないため通行の危険も多く、農産物や生産資材の運搬に大きな支障を来していることから効率的な農業が展開できず、営農意欲の減衰となって現れ、耕作放棄地の増加・農村地域の活力の低下を生み出している。林業面においても同様に産業構造の変化に加え、過疎・高齢化(65歳以上の高齢者が27%を占めるとともに、過去5年間の人工が3%減少)の影響を受け、従事者は減少し高齢化も進んでいる。更に林道等の道整備が遅れていることが木材の搬出や間伐を行うときの大きなネックとなっており、このことが更に林業経営に対する意欲の喪失に拍車をかけ、森林の荒廃化が進み、地域の重要な資源である自然環境の多くを失いかねない現状である。

このため、地域再生の基幹となる農林道の効率的・一体的な整備により地域住民の利便性の向上を図ると共に、連携した道路整備による農林水産物の集出荷における輸送時間の短縮・流通体系の改善・輸送労力の節減を図り、基幹産業である第一次産業の資源を生かした既存産業の活性化による雇用の促進、若者の働く場の確保を行う。

(目標1) 農道整備による農産物の集出荷施設への輸送時間短縮(輸送時間の29%短縮)

(目標2)林道整備による森林整備実施面積の増加(今後10年間の要整備面積の40%を整備)

5. 目標を達成するために行う事業

(5-1) 全体の概要

地域の基幹産業である農林産物の集出荷をスムーズにし、担い手の育成・耕作放棄地の減少化・農業経営を支援するため『広域農道阿讃三好地区』の整備を行う。

又、古くからの主要産業である林業の活性化を図るために、『林道州津柳沢線』の開設を行い、森林へのアクセスを確保し、森林施業の効率化により、間伐遅れとなっている森林の解消と搬出間伐を促進する。

加えて元気な地域づくり事業で、ホタルの群生する増川谷を利用した新たな交流事業の展開を図るとともに、『そば』『こんにゃく』等地域特産品の開発及び住民参加による地域振興活動の促進を行うことにより、地域の活性化を図る。

更に森林(もり)づくり交付金事業で林業用の作業道の整備により森林整備率の向上を図り、又、森林環境保全整備事業により造林・間伐等の森林の保育事業を行い、地域の活性化及び森林保全の効率化を図っていく。

(5-2) 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金を活用する事業

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・広域農道： 事業採択を平成14年3月29日に国より通知を受けるとともに、事業計画については土地改良法に基づく手続きを行い、平成14年5月8日に確定している。
- ・林道： 森林法による吉野川地域森林計画(平成14年樹立)に路線を記載。

[施設の種類の(事業区域)実施主体]

- ・広域農道(東みよし町(旧三好町)及び三好市(旧池田町)) 徳島県
- ・林道(東みよし町(旧三好町)) 東みよし町

[事業期間]

- ・広域農道(平成18~22年度) 林道(平成18~20年度)

[整備量及び事業量]

- ・広域農道 1.8km、林道 1.04km
- ・総事業費 1,486,278 千円(うち交付金 743,139 千円)
(内訳) 広域農道 1,312,500 千円(うち交付金 656,250 千円)
林道 173,778 千円(うち交付金 86,889 千円)

(5-3) その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、『阿讃三好地区の農林業を支援する町づくり計画』を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

・元気な地域づくり事業

ホタルの群生する清流を利用した新たな交流事業の展開・・・地域の清流「増川谷」を利用し、ホタルまつりを行っているが、さらに地元木材を用いたバンガロー等の宿泊施設を整備し、川遊び体験、釣り体験事業を行う。

住民参加型地域振興活動の促進・・・地域住民による花いっぱい運動や地域内の清掃活動、本事業により造成した施設の維持管理への参加の促進等農業者のみならず、地域住民と一体となった美しい町づくりのための地域活動を促進する。

地域特産品の開発による地域の活性化・・・山間畑地を利用して「そば」、「大豆」、

「こんにゃく」等の栽培を推進し、地域の特産品を開発し、地元の交流促進施設吉野川ハイウェイオアシスを中心に特産品の販売を行う。そばは、都市住民の来訪時に播種したものを一定期間管理し、刈り取り等の体験を行ってもらうとともに再度来町時に脱穀から製粉までを行い、そばうち指導を行ってから播種から食味までの一貫した体験メニュー等を確立する。

・森林（もり）づくり交付金事業・・・基幹的な作業道及び簡易作業道の整備を行うことで、林業の活性化と水源林の確保、森林保全の効率化と森林整備率の向上を図る。

・森林環境保全整備事業・・・造林、下刈り、間伐等の森林の保育事業を行い、地域活性化の原動力となる間伐材の有効利用を図るほか適正な森林の維持管理に努める。

6．計画期間

平成18年度～平成22年度

7．目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、計画終了後に必要な調査を行い状況を把握するとともに、関係行政機関等からなる「地域再生協議会」（仮称）を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

8．地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし。